

仕様書

1 品名

農業信用保証保険制度に係るパンフレット等の制作・発送等業務

2 規格

(1) 部数

【農業信用保証保険制度に係るパンフレット】

5,000 部

【「農業者のみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」リーフレット
及びチラシ】

〈リーフレット〉 … 4,500 部

〈チラシ（8種）〉 … 4,200 部

【「農業法人を経営されるみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」
リーフレット】

5,545 部

【「スマート農機具導入をご検討の皆様へ」リーフレット】

7,500 部

(2) 印刷物の規格

【農業信用保証保険制度に係るパンフレット】

ア 仕上げ寸法及びページ数

A4サイズ 全16P

イ 用紙

再生マットコート<76.5 kg>

ウ 印刷仕様

両面フルカラー（4色）オフセット印刷

エ 製本
中綴じ

【「農業者のみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」リーフレット
及びチラシ】

〈リーフレット〉

- ア 仕上げ寸法及びページ数
A3 二つ折り (210mm×297mm)・計4ページ
- イ 用紙
コート (A3) 110kg
- ウ 印刷仕様
両面フルカラー (4色) オフセット印刷

〈チラシ〉

- エ 仕上げ寸法及びページ数
A4 両面 (207mm×294mm)・計2ページ
- オ 用紙
コート (A4) 90kg
- カ 印刷仕様
両面フルカラー (4色) オフセット印刷

【「農業法人を営まれるみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」
リーフレット】

- ア 仕上げ寸法及びページ数
A3 二つ折り (210mm×297mm)・計4ページ
- イ 用紙
コート (A3) 110kg
- ウ 印刷仕様
両面フルカラー (4色) オフセット印刷

【「スマート農機具導入をご検討の皆様へ」リーフレット】

- ア 仕上げ寸法及びページ数
A3 二つ折り (210mm×297mm)・計4ページ
- イ 用紙
コート (A3) 110kg
- ウ 印刷仕様
両面フルカラー (4色) オフセット印刷

(3) 電子データの規格

【農業信用保証保険制度に係るパンフレット】

ア 入稿用データ

PDF 形式のデータ支給。文章の修正やレイアウトの修正等軽微な作業を依頼する場合がある。

イ 納品データ

PowerPoint、PDF 形式とする。

- ・トンボがなく、仕上がりの状態のものとする。
- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとすること。
- ・全てのページを単一の PDF ファイルとすること。
- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とすること。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とすること。

【「農業者のみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」リーフレット及びチラシ】

〈リーフレット〉

ア 入稿用データ

PDF データ支給。

イ 納品データ

PDF 形式とする。

PDF 形式は、印刷に使用する状態（トンボあり）及びトンボがなく仕上がり状態のもの両方を納品すること。

また、全てのページを単一の PDF ファイルとすること。

〈チラシ〉

ウ 入稿用データ

PowerPoint、Excel、Word、PDF 形式等とする。

- ・データの作成は、PowerPoint で行うこと。

エ 納品データ

PDF 及び PowerPoint 形式とする。

・PDF 形式は、

- ①トンボがなく、仕上がりの状態のもの
 - ②印刷に使用する状態（トンボあり）のもの
- とすること。

- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとすること。
- ・全てのページを単一の PDF ファイルとすること。

- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とすること。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とすること。
- ・PowerPoint 形式は、文章（図表中の文言を含む。）の修正が可能な状態であること。
- ・PowerPoint 形式は、PDF 形式に変換した場合でも、体裁等に問題が生じないこと。

【「農業法人を経営されるみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」リーフレット】

ア 入稿用データ

PowerPoint または PDF 形式とする。

- ・データの作成は、Adobe InDesign 又は Adobe Illustrator（いずれも CC 以上のバージョン）で行うこと。

イ 納品データ

PDF 形式とする。

- ・トンボがなく、仕上がりの状態のものとする。
- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとすること。
- ・全てのページを単一の PDF ファイルとすること。
- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とすること。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とすること。

【「スマート農機具導入をご検討の皆様へ」リーフレット】

ア 入稿用データ

PowerPoint または PDF 形式とする。

- ・データの作成は、Adobe InDesign 又は Adobe Illustrator（いずれも CC 以上のバージョン）で行うこと。

イ 納品データ

PDF 形式とする。

- ・印刷に使用する状態（トンボあり）及びトンボがなく仕上がり状態のもの両方を納品すること。
- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとすること。
- ・全てのページを単一の PDF ファイルとすること。
- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とすること。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とすること。

3 業務内容

【農業信用保証保険制度に係るパンフレット】

(1) 校正

文字校正作業は2回以上。色校正1回以上（簡易校正）とする。

(2) 梱包・発送

受注者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）事務所及び信用基金が別に指示する発送先に対し、当該パンフレットを別表記載の部数について梱包・発送する。

発送部数が100部を超える場合には、100部を1セットとして帯掛けすること。

梱包用資材等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、増減又は変更を指示する場合がある。

なお、電子データについては、DVD-R等の電磁的記録媒体により、2の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。また、納品の際、作業環境（OSの種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前）を報告すること。

【「農業者のみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」リーフレット及びチラシ】

(1) デザイン

〈リーフレット〉

ア 基本デザイン

信用基金が提供する原稿（別添1）を基に3案以上提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。

イラスト、図表等をおおむね10点使用することを予定するが、具体的な使用数については、信用基金との協議を踏まえ決定する。

イ イラスト

イラストは、信用基金の指示に基づき、受注者が用意すること。なお、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

ウ 図表

図表は、当方から提供する図表を基に作成し、基本デザインと調和するものとする。

〈チラシ〉

ア 基本デザイン

信用基金が提供する原稿を基に提案し、各農業信用基金協会との協議を踏まえ決定すること。

イラスト、写真、図表等をおおむね3～5点/種の使用を予定するが、具体的な使用数については、信用基金との協議を踏まえ決定する。

なお、基本デザインの提案の必要がなく、支給したデータ内のイラストやフォント等体裁の調整のみを行う場合もある（詳細は別表参照）。

イ イラスト

イラストは、原則として信用基金が提供するが、必要に応じ、受注者に提供を求める場合がある。なお、受注者の用意するイラストについては、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

ウ 図表

図表は、信用基金から提供する図表を基に作成し、基本デザインと調和するものとする。

エ 写真

写真は、原則として信用基金が提供するが、必要に応じ、受注者に提供を求める場合がある。なお、受注者の用意する写真については、新規で撮影する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

(2) レイアウト

〈リーフレット〉

信用基金が提供する原稿中の文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイアウトについては、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

受注者は、信用基金からの原稿提出後、おおむね7日以内に初校を納入すること。

〈チラシ〉

信用基金が提供する文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイア

ウトについては、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

受注者は、信用基金からの原稿提出後、初校が完成したものから順次納入すること。なお、原稿が電子データでない場合等に、信用基金の指示により、受注者にデータの入力を依頼することがある。

(3) 校正

〈リーフレット、チラシ共通〉

文字校正作業は信用基金の指示に従い、順次実施すること。文字校正原稿はPDF形式（リーフレット）若しくはPowerPoint形式（チラシ）を用いること。文字校正回数は3回を原則とするが、必要に応じて増やす場合がある。色校正は、簡易校正を1回以上とする。

〈チラシ〉

校正は、原則として受注者と各農業信用基金協会間で直接行うこととするが、データの授受に際しては信用基金へ同報すること。

また、必要に応じて信用基金が仲介する場合もある。

(4) 梱包・発送

〈リーフレット、チラシ共通〉

受注者は、信用基金事務所及び信用基金が別に指示する発送先に対し、当該リーフレット及びチラシを別表記載の部数について梱包・発送する。

発送部数が100部を超える場合には、100部を1セットとして帯掛けすること。

また、リーフレット、チラシの両方を同一先に発送する場合、原則、チラシをリーフレットに1部ずつ挟み込んだ状態で梱包・発送する。

梱包用資材等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、変更を指示する場合がある。

電子データについては、DVD-R等の電磁的記録媒体により、2の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。

なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

また、納品の際、作業環境（OSの種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前）を報告すること。

【「農業法人を経営されるみなさまへ 農業信用保証制度のご案内」
リーフレット】

(1) 校正

文字校正作業は2回以上。色校正1回以上（簡易校正）とする。

(2) 梱包・発送

受注者は、信用基金事務所及び信用基金が別に指示する発送先に対し、当該リーフレットを別表記載の部数について梱包・発送する。

発送部数が100部を超える場合には、100部を1セットとして帯掛けすること。

梱包用資材等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、増減又は変更を指示する場合がある。

なお、電子データについては、DVD-R等の電磁的記録媒体により、2の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。また、納品の際、作業環境（OSの種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前）を報告すること。

【「スマート農機具導入をご検討の皆様へ」リーフレット】

(1) デザイン

ア 基本デザイン

信用基金が提供する原稿（別添2）を基に3案以上提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。

イラスト、図表等をおおむね10点使用することを予定するが、具体的な使用数については、信用基金との協議を踏まえ決定する。

イ イラスト

イラストは、信用基金の指示に基づき、受注者が用意すること。なお、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続を行い、信用基金に報告すること。

ウ 図表

図表は、当方から提供する図表を基に作成し、基本デザインと調和するものとする。

(2) レイアウト

信用基金が提供する原稿中の文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイアウトについては、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

受注者は、信用基金からの原稿提出後、おおむね7日以内に初校を納入すること。

(3) 校正

文字校正作業は信用基金の指示に従い、順次実施すること。文字校正原稿はPDF形式を用いること。文字校正回数は3回を原則とするが、必要に応じて増やす場合がある。色校正は、簡易校正を1回以上とする。

(4) 梱包・発送

受注者は、信用基金事務所及び信用基金が別に指示する発送先に対し、当該リーフレットを別表記載の部数について梱包・発送する。

発送部数が100部を超える場合には、100部を1セットとして帯掛けすること。

梱包用資材等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、増減又は変更を指示する場合がある。

なお、電子データについては、DVD-R等の電磁的記録媒体により、2の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)を記載したラベルを貼り付けること。また、納品の際、作業環境(OSの種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前)を報告すること。

4 業務体制等

- 本業務を統括する者は、本業務に類する資料の進捗管理業務を主担当者として実施した経験を有していること。
- 主たるデザイン担当者は、本業務に類する資料又は雑誌等のエディトリアルデザイン経験を有すること。
- 本業務を優先して行うことのできる担当者を最低1名置くこと。

5 納品場所

- (1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ
東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー2
8階
- (2) 信用基金が別に指示する発送先
別表参照

6 納入期限

- (1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ
令和7年11月28日(金)必着
- (2) 信用基金が別紙において指示する発送先
令和7年11月28日(金)必着

7 環境配慮

- (1) 用紙・インキ・印刷については「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」による直近の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている【判断の基準】及び【配慮事項】を満たすこと。ただし、満たすことが困難な場合は、事前に書面で信用基金の承諾を得た場合に限り、代替品を使用できるものとする。
- (2) 契約時に、別添3の「資材確認票」を提出すること。

8 著作権

本業務において納入された成果物及び使用されたデザインのすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、信用基金に帰属するものとし、そのデータ、写真、イラスト等については、信用基金が作成するインターネット広告やウェブサイト、印刷物等に自由に使用できるものとする。納入後に、信用基金の統一的なイメージ醸成のため、二次使用を予定しているが、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、信用基金の求めに応じて、業務の進行状況等の報告を行うこと。
- (2) 印刷のほか、梱包、発送費その他の一切の費用を含むこと。
- (3) 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信用基金との協議により解決を図ること。

納品場所	パンフレット 部数	農業者向け リーフレット 部数	チラシ								法人向け リーフレット 部数	スマート農業 リーフレット 部数	住所
			種別	部数	編集内容				校正・印刷のみ(D)				
					デザイン提案(A)	イラスト等選定・ 挿入のみ(B)	フォント・ レイアウト等調整のみ (C)						
北海道農業信用基金協会	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒060-0004 札幌市中央区	
青森県農業信用基金協会	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒030-0847 青森市	
岩手県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	〒020-0022 盛岡市	
宮城県農業信用基金協会	50	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒980-0011 仙台市青葉区	
秋田県農業信用基金協会	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	〒010-0976 秋田市	
山形県農業信用基金協会	300	300	A	300	○	-	-	-	-	300	300	〒990-0042 山形市	
福島県農業信用基金協会	30	30	-	-	-	-	-	-	-	20	-	〒960-0231 福島市	
茨城県農業信用基金協会	500	500	B	1,000	○	-	-	-	-	500	1,000	〒310-0022 水戸市	
栃木県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒321-0905 宇都宮市	
群馬県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒379-2147 前橋市	
埼玉県農業信用基金協会	100	100	C	100	-	-	-	-	○	100	100	〒330-0063 さいたま市	
千葉県農業信用基金協会	200	200	D	200	○	-	-	-	-	200	200	〒260-0031 千葉市中央区	
東京都農業信用基金協会	50	50	-	-	-	-	-	-	-	50	50	〒190-0023 立川市	
神奈川県農業信用基金協会	150	150	-	-	-	-	-	-	-	150	150	〒243-0013 厚木市	
山梨県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒400-8530 甲府市	
長野県農業信用基金協会	50	50	-	-	-	-	-	-	-	50	50	〒380-0826 長野市	
新潟県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒951-8116 新潟市	
富山県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒930-0006 富山市	
石川県農業信用基金協会	500	-	-	-	-	-	-	-	-	500	500	〒920-0383 金沢市	
福井県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒910-0005 福井市	
岐阜県農業信用基金協会	30	30	-	-	-	-	-	-	-	30	30	〒500-8367 岐阜市	
静岡県農業信用基金協会	50	50	-	-	-	-	-	-	-	30	30	〒422-8067 静岡市駿河区	
愛知県農業信用基金協会	200	500	E	1,000	-	-	-	-	○	500	1,000	〒465-8502 名古屋市長栄区	
三重県農業信用基金協会	20	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒514-0006 津市	
滋賀県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	1,000	〒520-0807 大津市	
京都府農業信用基金協会	-	10	-	-	-	-	-	-	-	10	10	〒601-8585 京都市	
大阪府農業信用基金協会	30	30	-	-	-	-	-	-	-	30	30	〒541-0043 大阪市中央区	
兵庫県農業信用基金協会	200	200	F	1,200	-	-	-	-	○	200	200	〒650-0024 神戸市中央区	
奈良県農業信用基金協会	200	200	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒630-8131 奈良市	
和歌山県農業信用基金協会	30	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	〒640-8331 和歌山市	
鳥取県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	-	〒680-0833 鳥取市	
島根県農業信用基金協会	30	30	-	-	-	-	-	-	-	30	30	〒690-0887 松江市	
岡山県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	〒700-0826 岡山市北区	
広島県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒730-0051 広島市中区	
山口県農業信用基金協会	30	50	-	-	-	-	-	-	-	50	50	〒754-0041 山口市	
徳島県農業信用基金協会	50	50	-	-	-	-	-	-	-	50	50	〒770-0011 徳島市	
香川県農業信用基金協会	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒760-0023 高松市	
愛媛県農業信用基金協会	100	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒790-8555 松山市	
高知県農業信用基金協会	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10	10	〒780-8511 高知市	
福岡県農業信用基金協会	200	-	-	-	-	-	-	-	-	300	300	〒810-0001 福岡市中央区	
佐賀県農業信用基金協会	200	100	-	-	-	-	-	-	-	100	100	〒840-0803 佐賀市	
長崎県農業信用基金協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〒850-0862 長崎市	
熊本県農業信用基金協会	80	-	-	-	-	-	-	-	-	80	80	〒860-0842 熊本市中央区	
大分県農業信用基金協会	20	150	-	-	-	-	-	-	-	100	150	〒870-0044 大分市	
宮崎県農業信用基金協会	-	-	G	200	-	-	-	○	-	-	-	〒880-0032 宮崎市	
鹿児島県農業信用基金協会	50	200	H	200	-	-	-	○	-	325	200	〒890-0064 鹿児島市	
沖縄県農業信用基金協会	300	-	-	-	-	-	-	-	-	100	300	〒900-0025 那覇市	
農林漁業信用基金	260	400	-	-	-	-	-	-	-	-	670	〒105-6228 港区	
合計	5,000	4,500	-	4,200	2	0	2	3	5,545	7,500			

農業者のみなさまへ

農業信用保証制度のご案内

新規就農

資金繰り

経営拡大

こんな資金が必要なら・・・

基金協会がお手伝いします！

施設整備

機械購入

災害復旧



農業信用基金協会

農業信用基金協会は、「農業信用保証保険法」に基づく公的保証機関です。

農業信用基金協会

検索

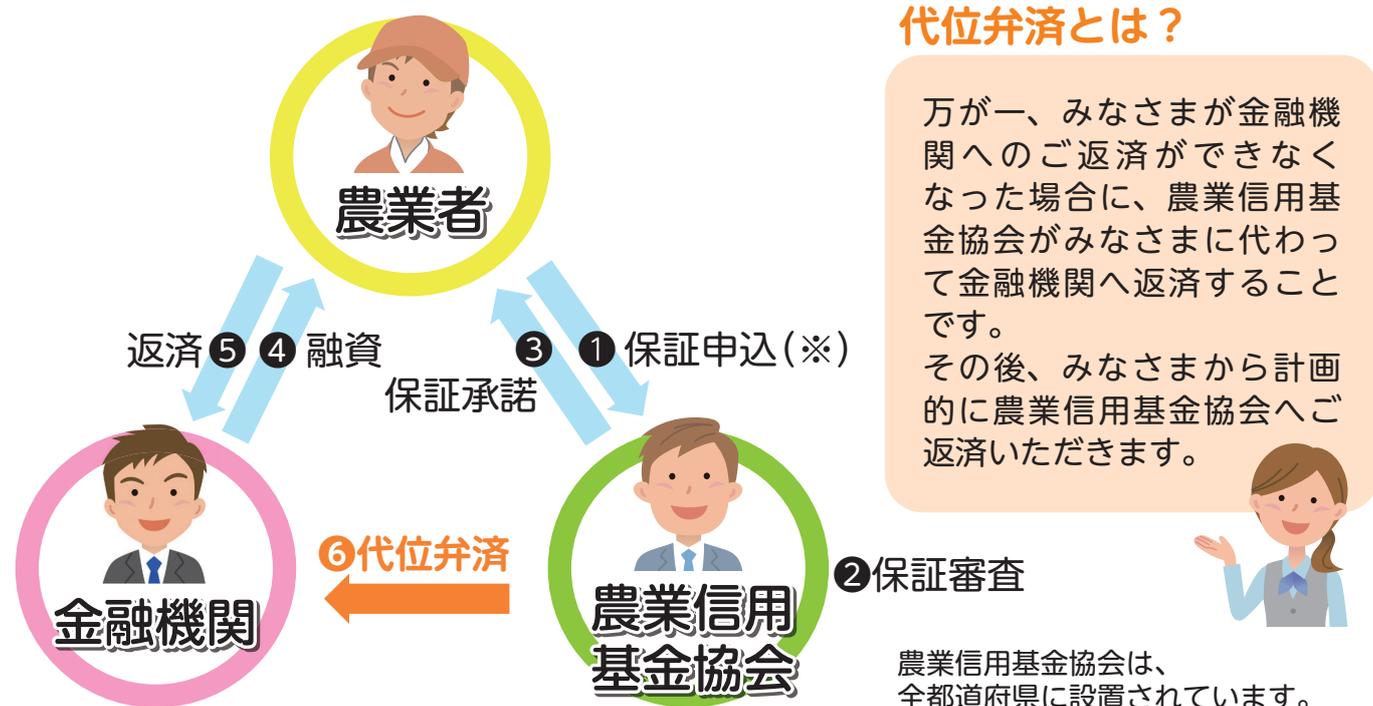




農業信用基金協会は、農業者のみなさまの資金調達をサポートする公的保証機関です。

制度のしくみ

農業者のみなさまが金融機関からご融資を受けられる際に、農業信用基金協会を保証人とすることにより、その資金の調達を円滑にする制度です。



※農業信用基金協会の保証申込は、金融機関への借入申込と併せて行います。

制度利用のメリットいろいろ！

- 土地などの担保や保証人の負担を大幅に削減！
- 信用力アップで長期の借入れも可能！
- 国からの補助残融資に対する保証にも対応！

ご利用までの流れ

① 保証申込



金融機関への借入申込と併せて、農業信用基金協会の保証申込を行います。

② 保証審査



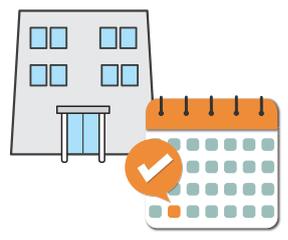
保証審査においては、経営状況や事業計画などを確認します。

③ 保証承諾



農業信用基金協会から金融機関へ、保証を承諾した旨連絡します。

④ 融資実行



融資実行後は、返済計画に基づき、金融機関へご返済していただきます。

保証の内容

保証限度額

個人：3,600万円、法人：7,200万円（原則）
※資金の種類や条件により異なります。

資金使途

農業経営に必要な運転資金、設備資金、
農業者が営む農外事業や生活関係資金など

担保・保証人

担保は必要に応じて徴求
保証人は法人代表者を除き、原則不要

保証料

借入期間、借入金額、返済方法、資金ごとに
設定される保証料率等で算出



詳しくは、お近くの金融機関、もしくは
農業信用基金協会へお問い合わせください。

FAQ（よくあるお問い合わせ）



Q1 農業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？

お近くの金融機関の窓口や農業信用基金協会へ、お気軽にご相談ください。ご相談は無料です。

A1



Q2 農業信用保証を利用するには、どのぐらいの費用がかかりますか？

借入金額等に応じた保証料をお支払いいただきます。また、農業信用基金協会へ出資が必要な場合があります。

A2



Q3 担保・保証人がないと、保証を受けられないでしょうか？

経営状況や借入条件によっては、担保・保証人のご負担なしで保証できる場合があります。

A3



Q4 農業信用保証の利用対象者を教えてください。

農業を営む方、農業に従事する方が対象となります。なお、個人だけでなく、法人や任意団体も対象です。

A4



Q5 災害による被害を受けた際に借り入れる資金についても、保証を受けることはできますか？

はい、保証可能です。まずは金融機関や農業信用基金協会のほか、農業普及指導センターなどへご相談ください。

A5



お近くの農業信用基金協会は、こちらから検索できます。

農業信用基金協会

検索



https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html

スマート農機具の購入等に 必要な資金の借入について、 農業信用基金協会の保証を ご利用できます！

～活用事例～

稲作を営む農業法人A社は、規模拡大による営農面積の増加と、農業者の高齢化といった状況に対応するため、スマート農機具（無人トラクター、農薬散布用ドローン）の購入を計画しました。その際、農業信用基金協会の保証を利用することにより、金融機関の融資審査もスムーズに進み、A社は必要な資金を調達することができました。



農業信用基金協会
農林漁業信用基金



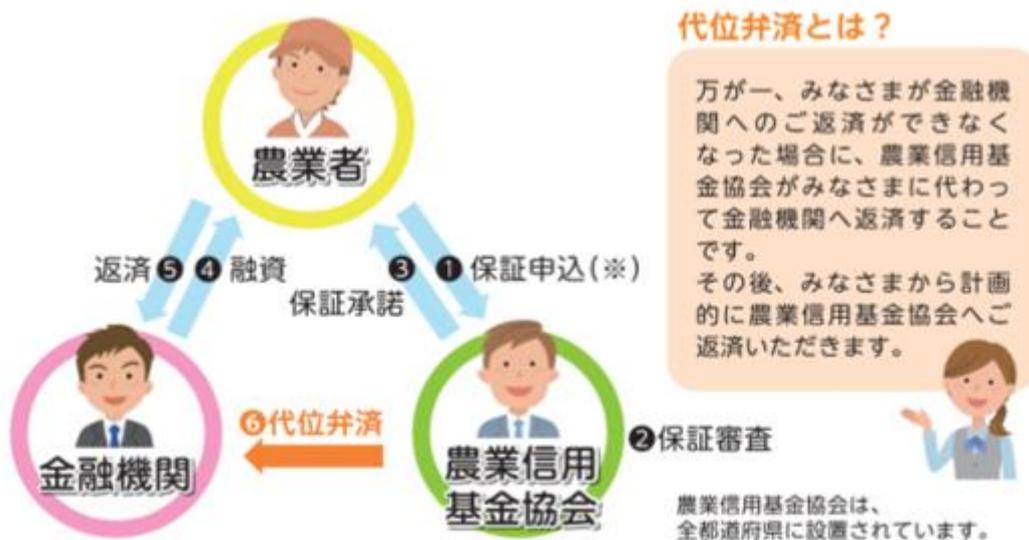
農業信用保証保険制度とは

農業信用保証保険制度は、農業者等や地方公共団体等の出資により設立された農業信用基金協会（略称「基金協会」）が、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が保証保険を行う仕組みとなっています。

また、信用基金は、基金協会が保証する場合を除き、金融機関の大口貸付け等について直接保険引受をする融資保険も行っています。

基金協会による保証の仕組み

農業者のみなさまが金融機関からご融資を受けられる際に、農業信用基金協会の保証をご利用いただくことにより、その資金の調達を円滑にする制度です。



※農業信用基金協会の保証申込は、金融機関への借入申込と併せて行います。

保証利用のメリット

- 信用力アップで高額なスマート農機導入に係る借入れも可能！
- 国からの補助残融資に対する保証にも対応！
- 土地などの担保や保証人の負担を大幅に削減！

ご利用までの流れ

① 保証申込



金融機関への借入申込と併せて、農業信用基金協会の保証申込を行います。

② 保証審査



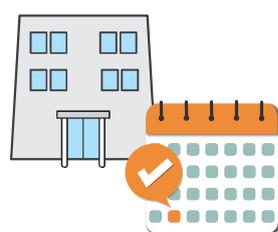
保証審査においては、経営状況や事業計画などを確認します。

③ 保証承諾



農業信用基金協会から金融機関へ、保証を承諾した旨連絡します。

④ 融資実行



融資実行後は、返済計画に基づき、金融機関へご返済していただきます。

保証の内容

保証限度額

個人：3,600万円、法人：7,200万円（原則）
※資金の種類や条件により異なります。

資金使途

農業経営に必要な運転資金、設備資金など

担保・保証人

担保は必要に応じて徴求
保証人は法人代表者を除き、原則不要

保証料

借入期間、借入金額、返済方法、資金ごとに設定される保証料率等で算出



詳しくは、お近くの金融機関、もしくは農業信用基金協会へお問い合わせください。

FAQ（よくあるお問い合わせ）



Q1 農業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？

お近くの金融機関の窓口や農業信用基金協会へ、お気軽にご相談ください。ご相談は無料です。

A1



Q2 農業信用保証を利用するには、どのぐらいの費用がかかりますか？

借入金額等に応じた保証料をお支払いいただきます。また、農業信用基金協会へ出資が必要な場合があります。

A2



Q3 農業信用保証の利用対象者を教えてください。

農業を営む方、農業に従事する方が対象となります。

A3



Q4 新設法人で決算書がなくても、保証を受けることはできますか？

決算書がなくても、事業計画が妥当であれば保証可能です。詳しくはお近くの農業信用基金協会へご相談ください。

A4



Q5 他業種の法人が農業分野に参入しても、保証を受けることはできますか？

事業計画や事業内容が妥当であり、実際に農業に従事する場合は保証可能です。詳しくはお近くの農業信用基金協会へご相談ください。

A5



お近くの農業信用基金協会は、こちらから検索できます。

農業信用基金協会

検索



https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html

作成年月日：令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

件名：農業信用保証保険制度に係るパンフレット等の制作・発送等業務

資材確認票（見積・変更・最終）

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	パンフレット					
	リーフレット					
	チラシ					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						



使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	